新宮町漁業集落環境整備事業経営戦略

寸 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 漁業集落環境整備事業

策 定 日 令和 年 月

間 計 画 期 令和 : 令和 3 年度 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度(供用開始後年数)	昭和57年度(39年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 (令和6年度一部適用予定)			
処理区域内人口密度	28人 / ha	流域下水道等への 接続の有無	無			
処 理 区 数	1処理区	1処理区				
処 理 場 数	1施設(相島浄化センター)					
広域化·共同化·最適化 実施状況*1	無					

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を推進するようと実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町漁業集落排水処理施設の使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1㎡当たりの単価が高くなる逓増型料金体系となっています。								
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料体系と同じです。								
その他の使用料体系の概要・考え方	亥当ありません。								
条例上の使用料*2	平成29年度 3,000 円 実質的な使用料*3 平成29年度 3,508 「	円							
* 例 エ の 候 用 科 *2 (2 O ㎡ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成30年度 3,000 円 (2 0 ㎡ あ た り) 平成30年度 3,529	円							
	令和元年度 3,000 円 ※過去3年度分を記載 令和元年度 3,592	円							

と2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。 *3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

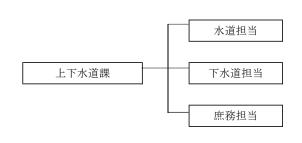
基本使用料	1,000円		10㎡まで	30円/m³
			$11\mathrm{m}^3\sim20\mathrm{m}^3$	170円/m³
			21 m³~30 m³	180円/m³
			$31\mathrm{m}^3\sim40\mathrm{m}^3$	190円/㎡
			41 m³~50 m³	200円/m³
			51 m³~100 m³	230円/㎡
			101 m³∼200 m³	250円/m³
			201 m³~300 m³	280円/m³
			301 m³∼	300円/m³

- ※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て) ※検針は隔月となっており、検針を行わない月は基本料金のみ請求します。

③ 組 織

職	員	数	14人(内7人公共下水道事業と兼務)
事業	運営	組織	新宮町上下水道課は、水道担当、下水道担当、庶務担当の3つに分かれています。 課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(4人)、主任主事(2人)、主事(2人)の14人です。 平成14年4月に下水道課と水道課を統合し、上下水道課になりました。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳~	人	人	人	人	人
51~60歳	1人	人	人	1人	2人
41~50歳	1人	1人	1人	1人	4人
31~40歳	人	2人	1人	2人	5人
~30歳	人	人	1人	2人	3人
合計	2人	3人	3人	6人	14人

(2) 民間活力の活用等

	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託 (その他関連) 量水器検針委託
民間活用の状況	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
※ 产 汪 田 の # 汩	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
資産活用の状況	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

- *4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指
- す。
 *5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も同様の傾向が続くと予測しています。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口(人)	231	222	214	206	199	191	184	178	171	165
世帯数(世帯)	140	138	136	135	133	131	129	128	126	124
人口減少率(%)	-	3.9	3.6	3.7	3.4	4.0	3.7	3.3	3.9	3.5

※人口は第6次新宮町総合計画より

(2) 有収水量の予測

人口減少に伴い水需要も減少傾向が続くと予測しています。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量(m³/日)	49	48	47	45	44	43	42	41	40	39

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い料金収入も減少傾向が続くと予測しています。



(4) 施設の見通し

漁業集落排水施設としては、昭和57年に供用を開始し37年の年月が経過している。平成8年度にライフリフォーム事業にて施設の建て替えを行った。その後老朽化が進み、平成24年度から平成27年度の期間で、漁業集落環境整備事業の交付金を活用し、相島浄化センターの改築更新工事及び管路施設の劣化診断業務を行った。今後は、適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、修繕・改築工事を実施していく。

(5)組織の見通し

平成14年度に水道課と統合しており、今後も継続していく予定です。現段階で職員数の変更は予定していません。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

計画的な維持管理を実施し、安定した下水処理が行えるように努めます。

(具体施策)

- ① 下水道施設の機能維持のため、計画的に改築・更新を実施します。
- ②健全経営の為、コストの縮減に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標 現段階において投資計画の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標 現段階で投資の計画がないため、経常経費の削減に努めます。

今後も使用料収入は減少していく見込みです。 赤字補填のため一般会計に頼ざるを得ない状況です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費 近年の実績により大きな変動がない為、各年同額で計上しています。 令和3年度 ~ 令和12年度 事業費 21百万円

・薬品費 計画期間内においては、薬品費に大きな変動はない為、各年同額で計上しています。 令和3年度 ~ 令和12年度 事業費 1百万円

・修繕費 修繕計画に基づき、効果的な修繕工事を実施します。 令和3年度 ~ 令和12年度 事業費 5百万円

・委託費 施設の維持管理に必要な委託費で、各年ほぼ同額である。 また、人件費の上昇など近年の動向を踏まえながら適宜見直しを図ります。 令和3年度 ~ 令和12年度 事業費 19百万円

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現段階での検討事項はありません。
投資の平準化に関する事項	現段階での検討事項はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入は減少していく見込みではありますが、相島地区は高齢率が高く使用料改 定は厳しい状況です。
資産活用による収入増加 の取組について	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	現段階での検討事項はありません。
職員給与費に関する事項	本事業専任の職員がいないため、計上していません。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	薬品の使用頻度や、安価で有効性のある薬品の模索など、更に調査研究を行います。
修繕費に関する事項	適宜、修繕計画を見直し、コスト縮減に努めます。
委託費に関する事項	委託内容の精査を行い、効率的な維持及びコスト縮減に努めます。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経	営	戦	略	の	事	後	検	証	
改	定	等	に	関] 7	+ 7	5 :	事	IJ

今後この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら計画期間の中間時(5年経過後)に見直しを行います。また、この計画と実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営・財政条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。

投資•財政計画 (収支計画)

様式第2号(法非適用企業)

FВ, %)	112年度	7,424	4,052	4,051		-	3,372	3,371	1	7,424	7,358			7,358	99	99			2,242			2,242						2,242			2,242				
(単位:千円	令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	8,439	4,070	4,069		-	4,369	4,368	-	8,439	8,358			8,358	81	81			2,227			2,227						2,227			2,227				
	和10年度令	10,149	4,088	4,087		-	6,061	090'9	-	10,149	10,052			10,052	16	16			2,211			2,211						2,211			2,211				
	│ 令和9年度 	12,660	4,106	4,105		-	8,554	8,553	-	12,660	12,534			12,534	126	126			3,136			3,136						3,136			3,136				
	令和8年度	7,530	4,124	4,123		-	3,406	3,405	-	7,530	7,358			7,358	172	172			3,731			3,731						3,731			3,731				
	令和7年度	7,588	4,143	4,142		-	3,445	3,444	-	7,588	7,358			7,358	230	230			3,948			3,948						3,948			3,948				
	令和6年度	12,200	4,213	4,212		-	7,987	7,986	-	12,200	11,912			11,912	288	288			3,890			3,890						3,890			3,890				
	令和5年度	10,368	4,232	4,231		-	6,136	6,135	-	10,368	10,052			10,052	316	316			7,012	3,400		3,612						7,012	3,504		3,508				
	令和4年度	11,063	4,251	4,250		-	6,812	6,811	-	11,063	10,734			10,734	329	329			7,712	4,600		3,112						7,712	4,697		3,015				
	令和3年度	9,162	4,284	4,283		-	4,878	4,877	-	9,162	8,783			8,783	379	379			2,967			2,967						2,967			2,967				
	年 度 区 分	1	業収益	金	受託工事収益	8	竏	繰入	8	費	車	給	₩	0	業 外 費	払利	うち一時借入金利	3 收支差引 (A)-(D) (E)	本 的 収 入	方	ち 資 本 費 平 準 化	他 会 計 補 助	会 計 借 入	固定資産売却代	国(都道府県)補助	工 事 負 担	6 0	本 的 支 出	設 改 良	うち職員	地方(債(償)還金	長期借入金返還	他会計への繰出	6 9	支 差 引 (F)-(G)
			į	₹‡	1 2		以入		相	\$	<u>-</u>	자 자	· 相	水的		3]					答	₩	必		≺ ₩		宏		松感	₩		₩.	H		

投資•財政計画 (収支計画)

様式第2号(法非適用企業)

									(単)	(単位:千円, %)
年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度		令和12年度
(E)+(I)										
(Y)										
(٦)										
(W)										
(N) (W)-(T)+(Y)-(P)										
はすべき 財源										
(d) 社										
赤 字 (0)										
(Q) × 100 × $(B)-(C)$										
(A) (D)+(H) × 100)										
条第1項により算定した (R) 不 足 額 (R)										
工事収益 (B)-(C) (S)	4,284	4,251	4,232	4,213	4,143	4,124	4,106	4,088	4,070	4,052
よる ((R)/(S)×100)										
により算定した (T) 額 (T)										
5条に規定する (U) き 不 足 額										
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)										
健全化法第22条により算定した ((T)/(V)×100) 資 金 不 足 比 率										
金 残 高 (W)										
	27,940	29,525	29,417	25,527	21,579	17,848	14,712	12,501	10,274	8,032
										(単位:千円)
年度	今和3年度	今和7年度	会都ら年度	会和6年度	今和7年度	会和S作度	会和9年度	会到10年度会到11年度会到19年度	会和11年度	会和10年度
	X + O = F =	<u> </u>	X F D = E = E	\	¥	¥	X + >===================================	 	X 	¥ - ±'-
	4,877	6,811	6,135	7,986	3,444	3,405	8,553	090'9	4,368	3,371
ち基準内繰入	3,346	3,344	3,824	4,178	3,444	3,405	3,262	2,308	2,308	2,308
基準外繰入	1,531	3,467	2,311	3,808			5,291	3,752	2,060	1,063
	2,967	3,112	3,612	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242
うち基準内繰入金										
ち歩準外繰入	2,967	3,112	3,612	3,890	3,948				2,227	
	7,844	9,923	9,747	11,876	7,392	7,136	11,689	8,271	6,595	5,613

経営比較分析表(令和元年度決算)

	管理者の情報	非設置	1か月20m3当たり家庭料金(円)	3 300
	類似団体区分	H	有収率(%)	95.26
	事業名	漁業集落排水	普及率(%)	0.75
	業種名	下水道事業	自己資本構成比率(%)	
福岡県 新宮町	業務名	法非適用	資金不足比率(%)	1
•				_

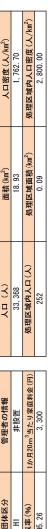
	(Y) = Y	面積 (km²)	人口密度 (人/km²)
	33, 368	18.93	1, 762. 70
Ê	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
	252	0.09	2, 800. 00

(구)	面積 (km²)	人口密度(人/km²)
33, 368	18.93	1, 762. 70
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	│ 処理区域内人口密度(人/km²)
252	0.09	2, 800. 00

類似団体平均値 (平均値) 当該団体値 (当該値)

グラフ凡例

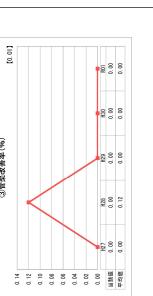
令和元年度全国平均







2. 老朽化の状況



今後、施設の供用開始から30年が経過し、施設等の更新費用が必要となる一方で、人口減少により使用料収入の増加が見込めない状況です。 このため、更なる経費削減に努める必要があると考えられます。

全体総括